

「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」の
改正に係る主な論点（案）について

平成 29 年 7 月
産業技術環境局技術評価室

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月内閣総理大臣決定）を踏まえ、平成29年5月に経済産業省技術評価指針（以下、「技術評価指針」という。）の一部改正が行われたところ。

「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」についても、今回の技術評価指針の一部改正を踏まえ、以下の論点から検討を行いたい。

＜主な論点（案）＞

- ◆アウトカム指標やアウトプット指標の具体的な目標設定の際には、定量的な尺度に隔たりすぎることのないように留意すべきではないか（対象によっては、定性的指標を採用する、あるいは、定性的指標と定量的指標を併用する等の工夫が必要であることを記載してはどうか）。
- ◆アウトカム達成に至るまでのロードマップに、時間軸に沿って、アウトカム・アウトプットの目標値の達成時期、アウトカムの目標達成に至るまでの取組などを記載することを明確化すべきではないか。
- ◆研究開発プログラム等の実施・マネジメント体制について、その推進者及び実施者の役割と責任を明確化すべきではないか。
- ◆挑戦的（チャレンジング）な研究開発の特性を踏まえ、「アウトカムの妥当性」及び「アウトプットの妥当性」の評価基準に、例えば次のような事項を記載すべきではないか。
 - 事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果がとくに優れており、産業社会に大きな変革（ハイインパクト）をもたらすものであるか。
 - アウトプット目標の達成確率が低い（ハイリスク）ものであり、目標値が適切に設定されているか。
 - アウトプット目標が未達成な場合、副次的成果や波及効果等が適切に説明されているか。

＜今後の予定（案）＞

- ・平成29年内 本件に関する評価WGでの審議（複数回）
- ・平成29年度内 審議内容を踏まえた「標準的評価項目・評価基準」の改正